

香川県立保健医療大学毒劇物等管理規程

平成16年4月2日

(趣旨)

第1条 香川県立保健医療大学(以下「本学」という。)における毒劇物等の管理については、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下「法」という。)その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「毒劇物等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 法第2条第1項から第3項までに規定するもの
- (2) その他の薬品で、飛散し、漏れ、流れ出、染み出、又は地下に染み込んだ場合において不特定又は多数の者について危害が生ずるおそれ(以下「飛散等による危害が生ずるおそれ」という。)があるもの

(管理者)

第3条 本学に毒劇物等管理者(以下「管理者」という。)を置き、学長をもって充てる。

(管理者の責務)

第4条 管理者は、毒劇物等を適正に管理するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 毒劇物等の総括管理に関すること。
- (2) 毒劇物等の盗難若しくは紛失(以下「盗難等」という。)及び飛散等による危害が生ずるおそれの防止措置に関すること。
- (3) 毒劇物等の廃棄に関すること。
- (4) 毒劇物等の盗難等が発生したときは、直ちにその旨を警察署に届け出ること。
- (5) 毒劇物等の飛散等による危害が生ずるおそれが発生したときは、直ちにその旨を保健所、警察署、消防署等に届け出るとともに、危害を防止するために必要な応急の措置を講ずること。

(使用責任者)

第5条 本学の研究科、各学科及び事務局に毒劇物等使用責任者(以下「使用責任者」という。)を置き、研究科にあつては研究科長、看護学科にあつては看護学科長、臨床検査学科にあつては臨床検査学科長、事務局にあつては事務局長をもって充てる。

(使用責任者の責務)

第6条 使用責任者は、当該学科において使用する毒劇物等の取扱いに関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 毒劇物等の使用量の把握及び在庫量の定期的な確認その他管理に関すること。
- (2) 毒劇物等の使用者の指導及び監督に関すること。
- (3) 毒劇物等の盗難等又は飛散等による危害が生ずるおそれが発生した場合の管理者への報告に関すること。
- (4) 毒劇物等の保管に関すること。

2 使用責任者は、必要に応じ、使用者に前項第1号及び第4号に掲げる事務(以下「管理等」という。)を委任することができる。

3 前項の規定により使用者に管理等を委任する場合は、毒劇物等管理等委任簿（第1号様式）により行うものとする。

（使用者の遵守事項）

第7条 使用者は、管理者及び使用責任者の指示に従うとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用責任者から毒劇物等の管理等を委任された場合は、その適正な管理に関すること。

(2) 毒劇物等の盗難等及び飛散等の防止に努めること。

(3) 毒劇物等の盗難等又は飛散等による危害が生ずるおそれが発生したときは、直ちにその旨を使用責任者に届け出るとともに、危害を防止するために必要な応急の措置を講ずること。

（事故等の際の措置）

第8条 使用責任者は、その取扱いに係る毒劇物等の盗難等が発生したときは、直ちにその旨を管理者に報告しなければならない。

2 使用責任者は、その取扱いに係る毒劇物等の飛散等による危害が生ずるおそれが発生したときは、直ちにその旨を管理者に届け出るとともに、危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。

（定期検査）

第9条 管理者は、毎年定期（毎年6月及び12月）に検査員を任命し、使用責任者立会いのもと、毒劇物等の使用状況、保管場所、保管状況等を検査させるものとする。

第10条 検査員は、検査結果を毒劇物等管理状況等報告書（第2号様式）により管理者に報告しなければならない。

（雑則）

第11条 この規程に定めるもののほか、毒劇物等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年11月6日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

毒劇物等管理状況等報告書

年 月 日

毒劇物等管理者 殿

検査員 所 属
職 名
氏 名

香川県立保健医療大学毒劇物等管理規程第10条の規定に基づき、検査の結果を次のとおり報告します。

所 属	
保管庫の施錠及び 鍵の管理状況	
毒劇物等の表示	
毒劇物等受払簿の 記録	
毒劇物等受払簿と 現物の照合	
転倒、飛散、漏れ 等の防止の措置の 有無	
是正措置の必要な 事項	